

厚木市障害者地域生活サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市障害者地域生活サポート事業実施要綱（平成24年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく事業を実施する社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に対し、予算の範囲内において厚木市障害者地域生活サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は、実施要綱第3条に規定する厚木市障害者地域生活サポート事業（以下「サポート事業」という。）を実施する法人等とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額とサポート事業に要する経費の実支出額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人等（以下「申請者」という。）は、厚木市障害者地域生活サポート事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業実施計画書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付を決定するときは、厚木市障害者地域生活サポート事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金の対象となるサポート事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ厚木市障害者地域生活サポート事業計画変更承認申請書により、市長の承認を得ること。
- (3) 当該年度途中に補助事業に要する実支出額が交付した補助金の額より少ないと見込まれる場合、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であって、第9条に規定する実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額が明らかなときには、これを補助金額から減額するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を添えて市長に提出すること。

- (5) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であって、第9条に規定する実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、速やかに市長に報告をすること。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命ずるものであること。
- (6) 前号前段に規定する場合において、全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物にあつては10年間、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間において、市長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合は、この限りでない。

(変更交付の決定)

第7条 市長は、前条第2号に掲げる申請があつた場合において、審査等の結果、交付決定した補助金の額を変更するときは、厚木市障害者地域生活サポート事業補助金変更交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、次の表に定めるとおり交付する。

回数	時期	交付額
第1回	補助金交付決定後	補助金交付決定額に4分の3を乗じて得た額
第2回	事業完了後	補助金交付確定額から第1回で交付した額を引いて得た額

- 2 前項の規定により交付を受けようとする法人等は、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた法人等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了後、厚木市障害者地域生活サポート事業補助金実績報告書に収支決算書その他補助事業の実績が分かる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による事業実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額について確定するものとする。

- 2 補助事業者は、第8条の規定により交付を受けた第1回の補助金の額が、前項の規定により確定した補助金の額を超えているときは、その差額を市長に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出についての書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する書類の保管期間は、当該補助事業の完了の属する市の会計年度の翌日から起算して10年間(第6条第7号に掲げる期間が10年を超える財産の取得があるときは、その期間)とする。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業		補助基準額
1 地域生活移行促進事業		
	(1) グループホーム等地域生活移行推進事業	移行者1人当たり 30,440円/月
	(2) 成人サービス移行促進事業	強度行動障害者 利用者1人当たり 2,200円/日 被虐待等要援護者 利用者1人当たり 1,150円/日
2 在宅支援事業		
	(1) 単独型短期入所促進事業	利用者1人当たり 1,300円/日
	(2) 医療型短期入所利用促進事業	ア 小児入院医療管理料1 16,900円/日 イ 小児入院医療管理料2 11,800円/日 ウ 小児入院医療管理料3 7,800円/日 エ 小児入院医療管理料4 1,700円/日 オ 小児入院医療管理料注2の保育士加算 1,000円/日
	(3) 医療的ケア訪問支援事業	医師1人当たり 24,780円/日 看護師等1人当たり 9,480円/日
	(4) 在宅障害者緊急通報システム事業	利用者1人当たり 5,000円/月
3 地域社会参加支援事業		
	(1) 地域交流等支援事業	1法人等当たり各事業費の1/2（上限1,000千円/年）
	(2) 地域防災拠点事業	1法人等当たり 1,000千円/年
4 就労等支援事業		

	通所体験事業	生活介護 利用者1人当たり 12,830円/日 自立訓練（機能訓練） 利用者1人当たり 7,910円/日 自立訓練（生活訓練） 利用者1人当たり 7,440円/日 就労移行支援 利用者1人当たり 10,890円/日 就労継続支援A型 利用者1人当たり 6,150円/日 就労継続支援B型 利用者1人当たり 6,450円/日
5	地域生活個別支援事業	
	(1) 生活環境改善支援事業	利用者1人当たり 41,390円/月
	(2) 特別援護支援事業	利用者1人当たり 3,300円/日（宿泊型自立訓練の場合） 2,400円/日（宿泊型自立訓練を除く。）
	(3) 重度重複障害者個別支援事業	利用者1人当たり 3,000円/日
	(4) 行動障害者支援事業	利用者1人当たり 1,400円/日
	(5) 医療的ケア支援事業	利用者1人当たり 2,300円/日
	(6) 遷延性意識障害者個別支援事業	利用者1人当たり 4,900円/日

備考 2(2)オの算定は、2(2)アからエまでのいずれかに該当する場合に限る。